

旬刊商事法務データベース運用規程

公益社団法人商事法務研究会

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人商事法務研究会（以下、「当会」という）の会員に関する規程（会員規程）附則第4項に基づき、機関誌「旬刊商事法務」記事データベース（以下、「旬刊商事法務データベース」という）を電磁的方法により会員にアクセス権を付与するに当たっての運用規程を定める。

（会員の利用）

第2条 会員は、旬刊商事法務データベースにアクセスして、これを利用することができる。

（非会員となった場合の取扱い）

第3条 会員が退会又は会費が納入されず非会員となった場合は、旬刊商事法務データベースの利用を停止する。

（通信機器等の設置）

第4条 会員は、旬刊商事法務データベースを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他必要となる機器等を自己の費用と責任において設置するものとする。

（目的外の利用の禁止）

第5条 会員は、私的利用又は内部使用目的でのみデータベースの記事等を利用することができるものとし、当会の承諾なく記事等を複製し、公衆送信し、出版し、頒布する等、私的利用又は内部使用目的の範囲を越えて利用することはできない。

（禁止事項）

第6条 会員は、旬刊商事法務データベースを利用して、次の行為を行ってはならない。また、会員は同様の行為を第三者に行わせてはならない。

- （1） 不正アクセス
- （2） ハッキング及びクラッキング行為
- （3） 不正ダウンロード行為
- （4） 当会が事前に承認した場合を除く、旬刊商事法務データベースを利用した営業活動行為、又は営業を目的とした旬刊商事法務データベースの利用若しくはその準備を目的とした行為
- （5） その他上記各号に類する不正な利用行為

2 当会は、前項の行為が行われたと判断した場合は、会員に通知し、対応を求めることがあります。

（知的財産権の帰属）

第7条 旬刊商事法務データベースに係るすべてのデータ等の知的財産権その他一切の権利は、当会又は著作権者に帰属し、旬刊商事法務データベースのソフトウェア、ユーザーインターフェースは当会の業務委託先であるウエストロー・ジャパン株式会社に帰属する。

以上

平成24年4月1日